

○国土交通省告示第五百四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十一年五月十九日

国土交通大臣 金子 一義

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類

- 1 高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事及びこれに伴う附帯工事（岡山県英田郡西粟倉村大字筏津字庄境地内から同村大字影石字安村地内まで）
- 2 一般国道373号改築工事（志戸坂峠道路）並びにこれに伴う村道、普通河川及び農業用水路付替工事（岡山県英田郡西粟倉村大字影石字安村地内から同村大字影石字裏滝地内まで）

第3 起業地

1 第2の1に係る事業

- (1) 収用の部分 岡山県英田郡西粟倉村大字筏津字庄境及び字庄境道上、大字長尾字見上鳥屋谷、字湯船口、字見上、字ドロノ木途、字滝ノ平、字滝ノ奥、字滝ノ上、字滝ノ下、字アゲサ、字畑田、字荒神田、字西屋敷、字屋敷、字屋敷廻、字屋敷廻り、字前、字背戸、字上ミ、字市郎右エ門田上、字西長尾、字甚五郎田、字山根下、字山根、字半田、字明見山下、字明見山、字ケ市、字長兵エ前、字明見谷、字佐瀧口及び字ホテ並びに大字影石字ホラ、字佐瀧口、字佐瀧、字ウルシガタニ、字梅ヶ谷向へ畑及び字安村地内
- (2) 使用の部分 岡山県英田郡西粟倉村大字筏津字庄境道上及び字家ノ上へ並びに大字長尾字庄境、字小三郎畑、字渡瀬ノ上、字社礼谷、字社礼谷口、字荒神谷、字下夕寺床、字背戸、字大アシ谷、字小アシ谷、字見上鳥屋谷、字滝ノ平、字滝ノ下、字アゲサ、字荒神田、字山根、字明見谷及び字佐瀧口地内

2 第2の2に係る事業

- (1) 収用の部分 岡山県英田郡西粟倉村大字影石字安村、字金山屋敷墓所、字金山屋敷、字安村川戸、字安村火宅口、字火宅、字火宅谷、字向へ川戸、字火宅谷口、字火宅口愛宕ノ下夕、字火宅口治平分、字火宅口、字愛宕ノ下夕、字向エ山、字岩原谷及び字裏滝地内
- (2) 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

申請に係る事業は、岡山県美作市今岡字穴ヶ辻地内から同県英田郡西粟倉村大字影石字安村地内までの延長8.1kmの区間（以下「本件姫路鳥取線区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件姫路鳥取線事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件姫路鳥取線事業のうち、「高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事」（以下「姫路鳥取線本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、姫路鳥取線本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

(2) 第2の2に係る事業

申請に係る事業は、岡山県英田郡西粟倉村大字影石字安村地内から同村大字影石字裏滝地内までの延長0.5kmの区間（以下「本件志戸坂峠道路区間」という。）における「一般国道373号改築工事（志戸坂峠道路）並びにこれに伴う村道、普通河川及び農業用水路付替工事」（以下「本件志戸坂峠道路事業」という。）である。

本件志戸坂峠道路事業のうち、「一般国道373号改築工事（志戸坂峠道路）」（以下「志戸坂峠道路本体事業」という。）は、道路法第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、志戸坂峠道路本体事業の施行により遮断される村道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に規定する市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、志戸坂峠道路本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に係る河川に関する事業に該当し、農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件姫路鳥取線事業及び本件志戸坂峠道路事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件姫路鳥取線事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

(2) 第2の2に係る事業

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件志戸坂峠道路区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件志戸坂峠道路事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線（以下「姫路鳥取線」という。）は、姫路市を起点として、岡山県を経て鳥取市に至る延長86kmの路線である。

姫路鳥取線のうち、兵庫県佐用郡佐用町から岡山県英田郡西栗倉村までの区間及び鳥取県八頭郡智頭町から鳥取市までの区間については、平成15年12月25日に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、平成16年1月30日付けで高速自動車国道法第5条の規定に基づく整備計画の変更があり、国土交通大臣による通行無料の新直轄方式で行うことが決定し、高速自動車国道法第6条の規定に基づき事業を施行しているところである。また、岡山県英田郡西栗倉村から鳥取県八頭郡智頭町までの区間については、上記整備計画区間を連絡する自動車専用道路として、一般国道373号（志戸坂峠道路）（以下「志戸坂峠道路」という。）の建設が進められ、本件志戸坂峠道路区間を残して供用中である。

姫路鳥取線の沿線には、国宝の姫路城の城下町として発展を続けている姫路市、宮本武蔵の生誕地として由来のある観光地が多数ある美作市、観光地として有名な鳥取砂丘があり二十世紀梨を代表とする農産物や松葉がにを代表とする水産物を京阪神に多く出荷している鳥取市があり、これらの都市は、近畿地方西部地域や中国地方東部地域（以下「沿線地域」という。）の経済及び文化の発展に重要な役割を果たしている。

しかしながら、沿線地域は鉄道輸送能力が低く、人的交流及び物流はその多くが自動車輸送に依存している状況にある一方で、高速道路の整備は立ち後れている状況である。したがって、沿線地域の今後の発展のためには、県内外の主要都市との交流及び連携の基盤である高速交通ネットワークの構築が重要な課題となっている。

また、沿線地域を縦断する主要幹線道路として、一般国道29号、一般国道53号、一般国道179号及び一般国道373号が山陰、山陽及び播州の各地方を結んでいるが、ほとんどの区間が片側一車線で線形も悪く、交通事故が多く発生し、自然災害による通行止めが行われるなど、安全かつ円滑な交通が著しく阻害されている状況にある。

本件事業の完成により、本件姫路鳥取線区間及び本件志戸坂峠道路区間（以下両区間をあわせて「本件区間」という。）において線形の良い高速自動車国道及び自動車専用道路が整備され、順次建設中である姫路鳥取線と一部供用済みである志戸坂峠道路とが連結され高速自動車国道中国縦貫自動車道と接続されることとなる。これにより、沿線地域と県内外の主要都市との交流及び連携の基盤である高速交通ネットワークが整備され、自動車交通の高速化及び定時性が確保されることから、沿線地域の産業・経済・文化の振興及び均衡ある発展に寄与することが認められる。さらに、本件区間に平行する一般国道373号から姫路鳥取線及び志戸坂峠道路への交通の転換が図られるとともに、一般国道373号の交通事故時や自然災害発生時の沿線地域の孤立化を回避し、既存交通網の安全かつ確実な代替機能を有することとなる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が平成3年7月に「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）に基づき環境影響評価を実施しており、大気質等全ての調査項目で環境基準等を満足すると評価されている。また、起業者は、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降新たに得られた知見を踏まえ、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で上記環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足すると評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるオオサンショウウオ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種に指定されているオオタカ、クマタカ及びハヤブサ並びに環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているナガレホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているアカザ及びタガメが確認されている。オオタカ、クマタカ及びハヤブサについては営巣が確認されていないことから、影響は極めて小さいと評価されている。オオサンショウウオ、ナガレホトケドジョウ、アカザ及びタガメについては、本件区間はこれらの種の生息環境である河川を橋梁構造で渡河し、平地部を高架構造で通過することから改変は一部に限られ、生息地は本件区間の周辺に広く分布しており、これらの種の生息等に適した環境を広く残すことになることから、影響は極めて小さい

と評価されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ及びキキョウの生育が確認されているが、本件区間はこれらの種の生育環境である山地及び水田をトンネル構造又は高架構造で通過することから改変の範囲は局部的であり、影響は極めて小さいと評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が7箇所存在するが、このうち6箇所については発掘調査を完了しており、現地保存が必要な遺物は発見されていない。起業者は、残る1箇所についても岡山県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の必要な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、鳥取市から高速自動車国道中国縦貫自動車道に至る高速交通ネットワーク形成の一区間を整備し、一般国道373号の交通事故時や自然災害発生時の沿線地域の孤立化を回避し、安全かつ確実な交通を確保することを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく高速自動車国道及び自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業におけるルートについては、東側ルート案（以下「申請案」という。）のほか、西側ルート案及び西側東側併用ルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、必要面積及び支障家屋が最も少なく、路線延長が最も短く、事業費が最も廉価となることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に判断すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、沿線地域においては、高速交通ネットワークの整備が必要とされているとともに、一般国道373号の交通事故時や自然災害発生時には沿線地域が孤立化し、できるだけ早期に沿線地域の孤立化を回避し、安全かつ確実な交通を確保する必要があると認められる。

また、鳥取市長を会長とする中国横断自動車道姫路鳥取線（佐用～鳥取間）建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岡山県英田郡西粟倉村役場

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地

- 1 第2の1に係る事業 岡山県英田郡西粟倉村大字影石字ホラ、字佐湊口、字佐湊、字ウルシガタニ、字梅ヶ谷向へ畑及び字安村地内
- 2 第2の2に係る事業 岡山県英田郡西粟倉村大字影石字安村、字金山屋敷墓所、字金山屋敷、字安村川戸、字安村火宅口、字火宅、字火宅谷、字向へ川戸、字火宅谷口、字火宅口愛宕ノ下夕、字火宅口治平分、字火宅口、字愛宕ノ下夕、字向エ山、字岩原谷及び字裏滝地内